

平成30年度第4回東久留米市地域自立支援協議会

平成31年1月30日

【地域支援係長】 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

これより平成30年度第4回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

本日、長田委員、山本委員より欠席のご連絡をいただいております。

初めに、事務局からのお願いです。会議中、携帯電話、スマートフォンの音が出ないように設定していただきますようお願いいたします。また、会議記録のため、カメラ撮影、録音もさせていただきます。ご了承ください。本日は、会場の関係上おおむね8時終了予定となっておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に、委員の方へお願いです。この会では議事録を作成いたしますので、発言のときはお名前をおっしゃってからご発言いただきますようお願いいたします。ご発言の際は着席のままで結構です。また、手話通訳者がおりますので、複数の方が同時に話されてしまうと、どちらの方の発言かわかりにくくなります。お一人ずつ発言をいただきますようお願いいたします。また、ヒアリンググループを使用しておりますので、発言の際はマイクを使用するようお願いいたします。

それでは、まず資料の確認をお願いいたします。お手元の資料をご確認ください。一番上は本日の次第です。続きまして、資料1、平成30年度第2回住みよいまちづくり部会報告でございます。資料番号が飛びまして、資料3-1、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抜粋）」、資料3-2、「児童発達支援センターと事業について」、資料3-3、「医療的ケア児について」最後に、資料4、「平成30年度第4期障害福祉生活PDCA表」です。配付資料は以上になります。もし不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず初めに、福祉保健部長よりご挨拶申し上げます。

【福祉保健部長】 皆さん、こんばんは。よろしくお願いいたします。大変厳しい寒さと乾燥した日々が続いており、国内ではインフルエンザの蔓延や、火の取り扱いへの注意喚起といったニュースが連日のように流されております。

ぜひ皆様方もくれぐれもご注意願いたいと思います。

さて、本日は遅い時間にもかかわらず、平成30年度第4回東久留米市地域自立支援協議会開催に当たり、ご出席またはご参加いただき、ありがとうございます。各委員の皆様方はもう既にご存じのことと思いますが、本日初めてこの会にご参加の方もおられることと思いますので、本協議会についてご説明させていただきます。

東久留米市地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の規定に基づき、平成24年10月より障害福祉に関する関係者による相互の連携及び地域における情報共有、支援体制の整備について協議を行うために設置しております。本協議会は、障害をお持ちの方やそのご家族、関係機関、関係団体並びに障害者等の福祉、保健医療、教育または雇用に関連する職務に従事されている方などのうち、市長から委嘱を受けた委員の皆様で構成されております。

協議内容は大きく5つございまして、1点目が相談支援事業に係る中立・公平性の確保に関する事、2点目が地域の関係機関によるネットワークの構築に関する事、3点目が地域の社会資源の開発及び改善に関する事、4点目が障害福祉計画に関する事、最後に5点目がその他障害福祉に関する事で、この協議会が必要と認めることとされております。

また、この協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができるとされており、現在、「住みよいまちづくり部会」と「相談支援部会」の2つの部会がございまして、まず、住みよいまちづくり部会は、障害をお持ちの方が地域で生活していく上で発生、存在するいろいろな事象について、さまざまな角度から検討を行っていただく部会がございまして、次に、相談支援部会は、児童、就労、一般相談からグループホームなどのさまざまな課題につきまして、専門の部会委員などのご意見を交えながら検討を行っていただく部会がございまして。

こうして各部会で論議された問題や解決に向けた課題などを、協議会において委員の皆様にご協議いただき、それらを踏まえて市の障害福祉施策に反映させていただきます。

委員の皆様にはこれまでも多くの示唆に富んだご意見やご提言をいただき、改めて御礼申し上げます。

本日の協議会は、2部構成となっております。まず、第一部では、ふだんの定例会の様子をごらんいただきます。続く第二部では、ご参加の市民の皆様と協議会委員との質疑応答も予定しております。

なお、まことに申しわけございませんが、本日の協議会は午後8時までの約2時間という限られた時間の中、行いますので、ご参加の皆様方にはこうした

趣旨を踏まえて、議事の円滑な進行にご協力いただくとともに、市の障害福祉の状況などについてご理解いただければ幸いです。

少し長い説明になりましたけれども、開会のご挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

【地域支援係長】 続きます、本協議会の村山会長よりご挨拶いただき、今後の進行についても会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【会長】 改めまして、皆様、こんばんは。今年度より地域自立支援協議会会長を仰せつかっております村山と申します。私からは開会宣言だけでよいと言われておりますので、手短に済ませたいと思います。

今、福祉保健部長からお話がありましたように、地域自立支援協議会の意義、役割、議論について改めてこの場で確認させていただいております。東久留米市の障害福祉施策に資するような協議をぜひ委員の皆様をお願いしたいということ、また、それがどういう形でも、早く現場に届くような活発なご議論をお願いしたいということで、本日の協議会、どうぞよろしく願いいたします。

では、開会4番になりますが、東久留米市地域自立支援協議会委員の紹介ということで、お一人ずつ所属とお名前だけおっしゃって下さい。特に今回、市民参加型ということでいらしていただいている方にも、どういう方々が委員をされているかということを知っていただけたらと思います。

私は、会長を務めております村山と申します。東京学芸大学で特別支援教育の研究・教育に当たっております。よろしく願いいたします。

【委員】 私は東久留米市内に住んでいる、耳の聞こえない人たちの団体、ろうあ協会の代表の平山と申します。よろしく願いいたします。

【委員】 特定非営利活動法人武蔵野の里の高原といいます。私どもの法人には主に精神障害者の方が通っておられまして、作業所2カ所、グループホーム1カ所、それと計画相談などをやっております。よろしく願いいたします。

【委員】 NPO法人ゆうの有馬と申します。NPO法人ゆうは、居宅支援と放課後等デイサービス、相談支援、有償移送サービスをやっています。よろしく願いいたします。

【委員】 多摩小平保健所の保健師の橋本と申します。保健所では精神の相談、難病の相談、重症心身障害児の方の看護の相談などをしています。よろしく願いいたします。

【委員】 地域生活支援センターめるくまーの小林と申します。市の委託で地域活動支援センターというのをやっています。精神障害者の方が中心で、日中活動の場の提供と委託の相談支援事業、また、計画相談などを主にやって

おります。よろしくお願ひいたします。

【委員】　　こんばんは。私は、東久留米・清瀬地区精神障害者家族会「蒼空会」の熊谷と申します。家族会として「社会福祉法人椎の木会」を立ち上げて、頑張っております。よろしくお願ひいたします。

【委員】　　身体障害者福祉協会から参加しております松本と申します。よろしくお願ひいたします。

【委員】　　都立清瀬特別支援学校の武藤と申します。清瀬特別支援学校は小中高の清瀬、東久留米を含む知的障害の生徒が通う学校です。私は、主に進路専任として進路のコーディネートをしております。よろしくお願ひいたします。

【委員】　　民生・児童委員の後藤です。よろしくお願ひいたします。

【委員】　　東久留米市社会福祉協議会の大櫛と申します。ふだんは成年後見制度など、相談支援担当をしております。よろしくお願ひいたします。

【委員】　　さいわい福祉センターの施設長をしています飯島と申します。今日はよろしくお願ひいたします。

【委員】　　社会福祉法人イリアンソスの磯部です。まちづくり部会員をやっています。よろしくお願ひします。

【会長】　　どうもありがとうございました。先ほどご案内がありました、ご欠席の委員2名を含め、このメンバーで今年度の地域自立支援協議会の協議を進めてまいりました。

それでは、第一部の定例会に入りたいと思います。報告事項が5点用意されておりますので、順に進めてまいりたいと思います。

それでは、まず報告事項の1番「相談支援部会報告」ということで、資料1をご用意ください。相談支援部会長の高原委員、よろしくお願ひいたします。

【委員】　　高原です。第二回相談支援部会の報告をさせていただきます。1月15日の午後2時から4時まで、市役所の703会議室で行いました。出席者は、資料にありますように8名で行いました。

最初に、第三回自立支援協議会の全体会の報告をしました。いつもはこの後施設代表者会の相談支援部会の報告をやっていただいているんですけども、小林さんがいらっしゃいませんでしたので、報告は特にありませんでした。

次に、これが今回、中心的に話し合ったところですが、障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査報告書ですが、これは現在推進中の第5期障害福祉計画と、第1期障害児福祉計画をつくるときに当事者の方に対して行ったアンケートの結果の内容を読んで意見交換したというものです。

出ました主な意見としましては、「あなたには、障害福祉サービスの利用に関して困っていることがありますか」という設問に対して、「制度がわかりにく

い」という声が全体では30%あり、内訳としましては発達障害の方54%、精神障害の方45%、知的障害の方34%、難病の方28%、身体障害者の方27%ということでした。割合は障害の種類によって違いはありますけれども、「わかりにくい」という声が3割あったというものです。

それからもう一つは、「利用したいサービスを利用できない」というのが7%ありまして、そのことについても意見が出ました。

それ以外でも、サービスの質について困っているという方が全体の4%ですとか、手続的關係や、サービス事業者との日程調整などのことも一応挙がっておりましたけれども、主にこの2点について意見交換をしました。

自由記述というのもありまして、「制度がわかりにくい」というところですが、自由記述でもわかりにくいという声が結構書かれているという感想が、感想として皆さんから出ております。

そもそも制度の勉強をして理解しないとサービスを利用できないのだろうかということとか、また自分で申請するという習慣がまだできていないのではないかという意見。役所のほうでは必要なことは連絡するけれども、利益になるという点ではなかなかアドバイスをしにくい。民間の支援者が役所に発信してキャッチしてもらおうと動いてもらえることが多いということ。それから、丁寧に説明するとますますわからなくなる。複雑な制度であるということも、要因としてあるのではないかという意見が出ております。

もう一つ、「利用したいサービスを利用できない」というのも大変問題なことではあると思いますけれども、それについて原因が大変気になるというご意見、自己負担とか診断書がサービスを利用するときに必要なだということもあるんだろうかというご意見。第三者からの依頼はなかなか難しいところがあって、ご本人の了解を得ているのかとか、誰が本人に了解をとるかという問題があって、まずはご本人のほうから相談するように話してほしいとって進めるのが一般的であるというご意見等がありました。

それから、困っていることに関する自由記述として「ほんとうに必要なサービスが全然なくて困っている、精神障害は他の障害と違い、何一つまともな支援がない」というおっしゃっている方がおられました。「精神障害者の方の家事援助というのは難しいのか」という質問に対し、「市によって違いがあって、東久留米では本人が家事をできなければ利用できる」との回答。

これは家族の方がおられる場合にサービスを利用できないのではないかということに対するものですが、東久留米の場合には本人ができないことに対しては支援するけれども、市によってはご家族がおられる場合に利用できないところもあるとのこと。また、訪問して相談に乗る場合もあって、それは一

律ではないけれども、ケースによって対応されているということも伺いました。

それから、移動支援を行っていただける事業所がほぼないという声もありました。これは事業者の方からですけれども、介護保険との単価の差があって、事業としてやっていくのはなかなか難しいところがあって、1回1時間程度では赤字となる。三、四時間くらいからであれば何とかやっつけていける。そういう実情があるということでした。事業所は居宅と一緒にやって何とか回している状況だということです。

また、移動支援に対する時間数が一律なので、お母さんが入院された場合などは個別にそれなりに配慮してほしいという、一律というよりはもう少し状況に応じたものであってほしいという声もありました。

そもそも事業所数ですとかヘルパーさんの数が少ないので、移動支援を希望されてもできない場合があるということでした。

問23-1という設問がありまして、「問23で『4』か『5』に○をつけた方にお聞きします。地域の中で、障害者（児）に関するサービスのうち何が不足していると思いますか。自由にお書きください」というものです。

問23は「あなたが受けている障害福祉サービスに満足していますか」という設問です。「4」と「5」とは、「必要なサービスが十分に受けられずに不満足」「受きたいサービスが地域になく不満足」ということで、この「4」「5」についての自由記述を見ました。

その一つとして、「ショートステイを利用したくても受け入れ先がなく大変困っている」という自由記述がありまして、これについて意見交換しました。さいわい福祉センターの都型ショートステイは利用者が多く、レスパイトの利用が難しい状況、はなみずきなどグループホームのショート枠もいっぱいであるということ、緊急度がによって予約が変更になる。そんな状況にあるということでした。

親が入院した場合など、緊急時には夜入れるように心がけているということでした。

また、「児童のショートステイがない」「家庭が複雑になっていて支援の難しさが増している」「緊急度の高さを誰が判断するのが課題」「緊急度の基準が必要になっている」「長期的にやるべきこともあるのではないか」等の意見が出ました。

また、精神障害の方の場合のショートステイの利用というのは家での生活に疲れた、家族とウマが合わないなどの理由で利用されております。まれに虐待対応で利用されることもあるということでした。

それから、「行動援護の事業所がガイドヘルパー不足で申し込んでもキャン

セルが多くて困っている」ということですが、行動援護は資格が必要であり、少ないヘルパーで回しているのので、受けられない。また、重度の方に対するサービスは手厚いけれども、軽度の人に対する支援は自費になるというちょっと難しい点がある。そういう実情だということでした。

また、「家族が同居しているだけで、介護ヘルパーが入ってもらえないのは大変困る」ということですが、これは先ほど出てきたコメントなんですけれども、市によって、本人が家事ができなければ利用できるというところもありますし、また同居している場合にはなかなか難しいという場合もあるんですけれども、家族との共用部分の掃除等はできないけれども、本人に対する支援は行っているという状況ですので、家族が同居しているだけで、介護ヘルパーが入ってもらえないのは困るというのは、もう少し詳しくここは理解していくべきところかなと思いました。

最後に、「青年余暇事業を行ってほしい」という声もありまして、その点に対する意見としては、放課後デイサービス卒業後には、日中一時の場所でサービスを行っているところもある。ただ、日中一時は室内なので、外出は制度上できないこととなっている。人員不足については、保護者で可能な人が支援をするということではできないのだろうかということ、青年余暇事業をやる上で制度的に不十分な点を何とかして補えないのかという意見も出ました。

情報交換については特別ありませんでした。

以上です。

【会長】 高原委員、どうもありがとうございました。今の高原委員からのご報告につきまして、ご意見ないしご質問、あるいは部会にご所属の委員からの補足等があればご発言ください。よろしいですか。それでは、議題もたくさんありますので、先に進ませていただきます。

報告事項の2番です。氷川台自治会防災訓練視察報告につきまして、磯部委員からお願いいたします。

【委員】 10月11日に第1回まちづくり部会を開催したときに、今年度は地震もあったり、台風の影響もあったりということで、まちづくり部会としても防災について具体的に考えていかなくちやいけないんじゃないかということで、東久留米の氷川台自治会が避難訓練にかなり力を入れていて、しかもこぶしさんと協力してやっているという話を市の担当課からも聞かせていただいたので、12月末に開催された要支援者の避難訓練の見学に行かせていただきました。

朝9時から氷川台自治会の人たちが集まって、消防署とか警察の協力で道路閉鎖をして、ふだんうちの消防訓練で消防署にお願いすると、消火器の訓練で

も目印に消火器をやってくださいという感じなんですけれども、ここは力が入っているので、しっかりガスで火をつけて、それでみんなで消火訓練をしていました。その中でこぶしの利用者の方も一緒にやっているみたいな感じで、障害のある人と自治会の人たちが違和感なくて、ほんとうに一緒にやっていたなということでは、こういう形が一つの理想の形なのかなと思っています。全国的にも有名とのことですよ。

ただ、かなり力が入っていたので、マンホールをあけるのって結構大変なんですよね。あれは1人であけられないんです。そういうのをあけて、そこからポンプで放水するんですけれども、それも本格的なんです。だから、消防署の方も一生懸命汗かいてやっていたから、それが自治会でできるのかなみたいなことがあったんですけれども、仕組みを知ることはできました。あとマップをつくっているんです。

それはトイレ、災害のときに一番必要なのがトイレで、トイレのことは東日本でも熊本でも大変な思いをされたりとか、女性の方が事故に遭ったりということがあるので、そういう意味で東久留米も考えて、氷川台自治会でも道路の中で車が通るところと、マンホールって道路にあるので、車を通さないところにトイレを設置するということも考えてやっていました。

見守りについても日ごろからやっているらしくて、今日は訓練ですよと言うときには、必ず自宅に黄色いタオルを掛けることで大丈夫だなというのを確認できたり、それが無い家を訪問して、確認させてくださいみたいなことを、3人から5人ぐらいの人たちがやっていたということで、そういう見守りみたいなものもすごく参考になったかなと思っています。

まちづくり部会も議論するだけじゃなくて、そういった地域に出て行って、参考になることをまたみんなで伝え合っていくというのはいいし、氷川台自治会はそんなに大きくないとか、リーダーシップをとられる方が多かったりということで、それは市内全てのところがそうかという、そうでもない部分もあるので、一つの例として、ほかの自治会ともできれば、小学校単位かな、学校単位で避難訓練とかやっていたらいいので、そこにかかわりながら、どのぐらい障害のある人がかかわっているのかというのを実際見に行ったりとか、あと市内の施設で利用されている地域の人たちにお知らせして、一緒に行きませんかみたいな取り組みができるなというのを見学に行ってみて感じましたので、また部会を開いたときに報告をさせていただいて、皆さんにも伝えて、一緒にそういうのにも参加しながらつくり上げていけたらいいかなと思っています。

【会長】 磯部委員、どうもありがとうございました。ただいまのご報告につきまして、ご意見やご質問、あるいはまちづくり部会にご所属の委員から追

加のご発言等ありましたら、お願いいたします。

【委員】 それから、FMひがしくるめも参加されていたので、災害のときにはかなりそことのやりとりができるということなので、ぜひFMひがしくるめさんにもここに取材に来てもらって、何かあったときにやりとりができるような関係ができたらいいなと思っていたので、またそれは障害福祉課とも相談しながらやっていきたいと思っています。

【会長】 どうもありがとうございました。氷川台自治会の取り組みは既に自治体からも相当注目されているので、委員の皆様もご存じのことが多いのかなと思います。FMひがしくるめとの連携は今後の課題ということで、先に進ませていただきたいと思います。

報告事項の3番です。事務局からの報告ということで、資料3-1、3-2、3-3-1をご用意ください。

【障害福祉課長】 今、会長からお話がありました報告ですが、大きく2点ございます。

まず、1点目は、児童発達支援センターについてです。本日は当市におきまず児童発達支援センターに係る検討の方向性について、3点ご報告させていただきます。この方向性につきましては、今後さらに検討を進める予定でございます。

まず、3点のうちの1点目ですが、児童発達支援センターを設置する必要性についてです。資料3-1に記載があるのが、国の基本的な指針になります。こちらで「平成三十二年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする」とされています。

また、その機能といたしまして、資料3-2に記載がありますように、ライフステージごとの支援をつなぎまして、切れ目のない支援を行うための仕組み、こういったものは当市においても必要であるということです。よって、児童発達支援センターにつきまして、設置の方向で検討を進めてまいるということでございます。

続いて、2点目です。運営の形態についてですが、これは直営方式、あるいは委託や指定管理といったものが一般的です。他市の事例でも、例えば学校法人ですとか公益財団法人、こういった法人が直営で運営しています。そういう中で児童発達支援センターが設置されているところもございます。

しかしながら、当市におきましては、今回、障害児福祉計画策定前、あるいはその後におきましても申し出がございませんでした。よって、初期並びに運営費などの費用面ですとか技術的な面、そして時間的な問題などから、現在、児童発達支援の一事業所として運営しております。市立わかさ学園をベース

に見直していくとしたところでございます。市立の児童発達支援事業所であるわかくさ学園は、人員基準、施設基準を満たしているというところから、当施設を活用していくこととし、そういった仕組みを整理していく中で児童発達支援センター化等を目指していくことにしていこうと考えております。

最後に、開設までのスケジュールについてでございます。現在、別の計画におきまして計画が予定されておりますわかくさ学園発達相談室の西部地域センターの移転にあわせまして、平成32年4月1日の開設を考えております。

以上、児童発達支援センターについての検討の方向性について、ご報告させていただきます。

【会長】 どうもありがとうございました。医療的ケア児についても続けてお願いいたします。

【障害福祉課長】 この医療的ケア児に係る関係機関の連携を図る場の設置について、これも資料3-1、3番目に基本的な指針に記載がございますけれども、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成三十九年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする」とされております。

この指針を受けまして、市では第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を策定し、医療的ケア児の支援に関して地域の身近な場所で適切な支援が受けられるような仕組みに向けて、課題等について整理をしていくとしておりました。本日に至るまで数度にわたりまして各関係機関、庁内各課と調整を行ってまいりましたが、東京都が連携を図るために設けている協議の場である、東京都医療的ケア児支援関係機関連絡会の中でのお話ですとか、他市の状況などをふまえ、当市におきましては、東久留米市地域自立支援協議会を医療的ケア児の協議の場としていきたいという考えです。

なお、補足ですが、当市のわかくさ学園は平成30年1月から平成31年3月の末まで、都の事業である障害児通所支援医療的ケア児対応促進モデル事業に参加しております。こちらは都内で2カ所と伺っていますが、実際に支援に当たってまいりました市の職員である看護師が、国が進める医療的ケア児等コーディネーターとしまして、医療的ケア児等を支援する人材の育成、そして協議の場において地域全体の医療的ケア児等の支援に関する課題と対応策の検討に携わるなど、医療的ケア児に係る総合調整役としての役割を担っていくということです。

医療的ケア児につきましては以上でございます。

【会長】 どうもありがとうございました。ただいまのご報告につきまして、

改めて協議ということではないと思いますが、ご発言おありの委員いらっしゃいましたらお知らせください。

磯部委員をお願いします。

【委員】 一応報告ということなんですけれども、わかくさ学園を大きく変えていくという方向性がありますよというふうに受けとめていいのか。それはここの自立支援協議会で議論することではないでいいんですか。それとも、障害児福祉計画の中で出ているということでは、その計画の中で児童発達支援センターの議論もあるというふうに考えていいのか、そこら辺、検討の方向性、報告という意味合いがちょっとわからなかったので、教えていただきたいと思えます。

【障害福祉課長】 これまで障害福祉課におきまして作業を行ってまいりました。この構成としましては、わかくさ学園の職員と障害福祉課におります係長職が参加しまして、考え方の整理をしてきたところですが。本日の基本的な方向性を確認した後、さらにこのメンバーの中において検討してまいりたいと考えております。

【委員】 確認をするということは、この協議会がその方向性でいいですよみたいなことを確認したいということなのか。

【障害福祉課長】 まず、障害児福祉計画の中におきましては、32年度末までにおいて検討していく事となっていたかと思えます。これを受けまして、検討の方向性についてここまで決定し、またこの先におきましても詳細について検討していくということで、一定程度のまとめられたところで協議会にまたご報告をさせていただくという流れで考えています。

【委員】 協議会は報告の場ということによろしいんですね。

【障害福祉課長】 ご協議いただく事柄もあると思えますが、ご報告をさせていただきたいと考えてございます。

【会長】 つまり今後そういう協議が必要になった場合に、この場で検討する、協議するというふうに理解をして、そういうことをここで一度確認すればいいということですか。

【障害福祉課長】 基本的にこの協議会での協議事項でございますが、計画に關しての振り返り等を毎年行っていますが、そういった中でのご意見を承りながら進めてまいりたいと考えてございます。

【委員】 わかくさ学園はほんとうに歴史があり、療育の実績もあります。そこが大きく今後変わるという話ですので、それが今の国の制度の中で期待されているシステムということなんだろうと思えますが、ただ、わかくさ学園という療育の実績ということを考えたり、もともと民営だったのが公立化運動で

公立になったという歴史も踏まえたときに、ほんとうに慎重に考えていかないといけない。東久留米の中では唯一の公立でもあるということでは、判断することが難しい部分もあるのかなと思っていますので、慎重に進めていただきたいというのが一委員としてのお願いですので、ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思っています。

それから、児童発達支援センターということでは、対象が障害のある人たちの乳幼児期から学齢期までということになると思うんですけども、我々協議会としては障害のある人のライフサイクルをどう捉えていくのかというのがとても重要なことなのかなと思っています、そういう意味で児童発達支援センターは国の施策としてありますが、東久留米としてはその後、成人期の、今、さいわい福祉センターが担っている部分もあるんですが、今後65歳問題やこのことを考えた場合、かなり皆さん健康で長生きされている障害のある人が増えてきているということ踏まえて、児童発達支援センターの部分だけじゃなくて、ライフサイクルにわたって施策を考えていく視点も協議会の中で取り入れていただけるとありがたいと思っています。

1点は慎重にやってほしい、もう1点は障害児のライフサイクルに沿った視点で児童発達支援センターを捉えてほしいというお願いです。よろしくお願ひします。

【会長】 ありがとうございます。飯島委員、お願ひします。

【委員】 自立支援協議会の中で、とりあえず課題を幾つか検討してきたこともあるんですけども、今回の市からの提案について2点ほどあって、例えば医療的ケア児支援のためという部分においては、私はこういう理解をしたんですけども、わかき学園が全てやるという形じゃなく、わかき学園を含めて医療的ケア児について、どのような形で各施設とか団体が捉えていくかということ、こういった場で協議していくことが必要なんです。なので、随時こういった協議会の中での課題として挙げてほしいというふうにつまさせていただきます。

それを含めて児童発達支援センターについても、そのありようについて先駆的にわかき学園さんがやっているということであれば、そういったものをつまえながら今後どのような形でそれを、一機能がやるのはなかなか難しい部分があると思うので、それを皆さんで共有しながら、課題について解決していくという方向性を持っていこうということだと思ひましたので、そういった部分でこの協議会を活用していこうというふうにつまえたところです。そういった形で進んでいけばいいのかなというふうにつま感じたところでもあります。

【会長】 どうもありがとうございます。そのほかご発言おありの委員

らっしゃいますか。

おおむね児童発達支援センターと医療的ケア児への対応、あるいはその検討も含めた協議が、今後この場に議題として追加される可能性があるかと理解しておりますが、それで間違いないでしょうか。おおむねそういうことなんですね。そういう方向でということで、この場でそれを確認したということになるんですが、ご発言おありの委員、いらっしゃいませんか。

それでは、先ほどの磯部委員、あるいは飯島委員のご提言も踏まえて慎重に検討を進めるということで、先に進ませていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、報告事項の4番です。第4期障害福祉計画の点検・評価について、参考資料4がございます。管理係長、お願いいたします。

【管理係長】 資料4、平成30年度東久留米市第4期障害福祉計画PDCA表の資料についてご説明をさせていただきます。

こちらのPDCA表ですが、2つの計画が1つになっているような表になっておりまして、第4期障害福祉計画について今年度この協議会でご協議いただいたわけですが、第5期障害福祉計画、また第1期障害児福祉計画の計画値も併記させていただいているような形になっております。

では、早速説明をさせていただきます。2ページをごらんください。平成32年度に向けた目標の設定ということで、こちらは新しい計画、第5期障害福祉計画のものをベースに書かせていただいております。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行ということで、こちらは第4期障害福祉計画においては、平成25年度に入所されていた方が何名地域へ移行されるかという目標になっております。表の真ん中の29年度目標値を見ていただきたいんですけども、25年度に入所されていた方が99名いらっしゃって、目標としては入所されている方が93名になるようにということで、計画では目標を設定いたしました。29年度の実績としてはぴったり93名ということで、こちらの目標は達成できているものになっております。

次の行の地域生活移行者数ということで、こちらは施設に入所されている方がグループホームとかご自宅、地域に戻ってこられた方の人数の目標値ですが、29年度末までに12名、これは3年間の合算の数値の目標値になりますが、こちらは29年度末までの実績として13名の方が地域に移行されている。ただし、3名の方がお亡くなりになっての施設の退所ということなので、地域に戻られて生活されている方の人数としては、3名の方を除いた10名となっております。

削減見込数というのは、25年度末に入所されている方から目標値を引き算

した数字で、6名利用人数が減るということを目標にしていたんですが、29年度末に人数として減ったのは5名ということで、まだ入所されている方がそれなりの数いらっしゃるという状況になっております。

3ページをごらんください。福祉施設から一般就労への移行促進でございます。こちらの目標は、福祉施設就労移行支援事業を使っている方が、一般就労に移行する人数の目標数値となっております。こちらは29年度の目標値としては、15名の方が一般就労へ移行することを目標にしております。29年度の実績としては、こちら15名ということで、目標は達成できている状況になっております。

(3) 就労移行支援事業の利用者数ということで、こちらは就労移行支援事業というサービスを利用されている方の人数の目標となっております。目標値が45名となっている中、29年度末の実績としては41名ということで、4名の利用が足りなかったという状況になっております。

4ページにいただいて、(4) 就労移行支援事業所の就労移行率ということで、こちらの目標はちょっとわかりにくいんですけども、就労移行支援のサービスをやっている事業所のうち、就労移行率、実際にそのサービスを使って就労された方が3割以上いる事業所を全体の5割以上、事業所の5割以上がそういった事業所になるようにという目標となっております。東久留米においては、就労移行支援事業所が現在2カ所ある中で、1カ所がこの目標を達成しているということで、ぴったり50%、5割の事業所が達成しているという状況になっております。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築でございます。こちらは複数の市区町村による共同の設置も含め検討ということで、今、他市の状況等を調査・研究しながら検討を進めている状況でございます。

(6) 地域生活支援拠点等の整備でございます。こちらは後で協議会のご意見として出てくる部分もあるんですが、面的な支援を行う体制を本市では目指している状況で、そういった方向性で検討を進めている状況でございます。

こういったご報告を協議会でさせていただいた中でいただいたご意見としては、ページ下段になりますが、計画は数字だけが動いているだけで、なかなかその中身が検討できていないことが一つ課題だと。また、就労移行支援については、市外の事業所の利用者が多くなってきている。利用期間が2年しかなく、利用者によってはその後が不安になってしまうことがある。また、就労支援室との役割の整理が必要。企業への就労がうまくいかなかった人の利用が増えていくといったご意見をいただきました。

ページをめくっていただいて、5ページ、事業量の見込みをごらんください。

ここからは各サービスの見込み値と実績値の表になってございます。

ちょっと見方だけご説明させていただきたいんですが、表は各サービスについて第3期、第4期、第5期となって大きくなっておりまして、今回、点検・評価いただいたのが第4期にかかわる部分で、各期3年ごとになっております。括弧書きのところが見込み値、計画値となっております、ほかの括弧でないところの数字が実績値となっております。29年度の居宅介護のところでご説明しますと、福祉計画の中で利用者数の計画値が101人となっていたところ、実際の利用は82人。時間に関しては1,127時間が利用時間として見込まれていたところ、実績としては915時間だと。そういった表の見方になっております。

個々のサービスについて、時間的な部分もございまして、協議会からいただきましたご意見だけ紹介させていただきます。

7ページをごらんください。ホームヘルプ等訪問系サービスについていただいたご意見として、行動援護に関しては、完全にヘルパー不足の状況で、事業所は依頼があっても受けられない状況である。重度訪問介護については、事業所が足りない。介護保険事業所の参入に期待するしかない。また、グループホームの加算の改定等の影響で、行動援護の利用者が増えてくるのではないかと。行動援護はヘルパーが講習を受ける必要があり、移動支援と違ってヘルパーの確保が難しい。そういったご意見をいただきました。

8ページ以降、日中活動系サービスでございまして、こちらの表も同じような形になっておりまして、協議会からいただいたご意見としては13ページになります。

就労定着支援について、現時点で事業の詳細がわからず、評価が難しい。就労継続支援B型について、工賃によって給付費が変わってくるので、今後の動向を見ていく必要がある。制度が変わってくる中で、制度にうまく合わないために日中活動の場に来られない人がいないか、把握していく必要がある。生活介護について、平成31年度、32年度の利用者の増加が見込まれる中、市内の事業所の定員が足りなくなる懸念がある。そういったご意見をいただきました。

続きまして、14ページ以降、居住系サービスでございまして、こちらのご意見は15ページにまとめてありまして、加算の制度が変わり、グループホームの利用者が土日に家に帰りにくくなることを懸念している。障害のある人が地域で暮らしていくことはどういうことなのかを話し合い、地域の人に理解してもらう必要がある。地域生活支援拠点について、各事業所がそれぞれの利用者の支援に精いっぱいであるものの面的整備も難しい状況がある。利用者の高齢化に伴い、

暮らし全体について取り組んでいかなければならない事例が増えてくるので、情報共有しながら協議していきたいといったご意見をいただきました。

続きまして、(4) 特定相談支援と地域相談支援をごらんください。こちらは協議会の意見として、ページの下、支援者間での個人情報の共有を嫌がる利用者の場合、計画を立てることや課題の解決が難しくなってしまうといったご意見をいただきました。

続きまして、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業のところをまとめてご意見をいただいたのが22ページになります。

協議会のご意見として、成年後見人制度については、後見人の質を落とさず担い手が増えれば、利用者も増えるのではないかと。移動支援について、最低賃金が上がってきている中、10年間報酬単価が上がらず、事業所として採算がとれない。移動支援のヘルパーが不足しており、依頼があっても断っている状況。日中一時支援について、グループ支援が始まって利用者の希望に沿えるようになった。日中一時支援の困難ケースについて、関係者が集まったケース会議などで解消していくといった今までの取り組みが大事である。手話通訳者派遣について、病気など事前に申請ができない緊急の場合、開庁時間外の対応を検討してほしい。手話通訳者が不足しているため、障害福祉課、さいわい福祉センターも養成に力を入れてほしい。地域活動支援センターについて、課題が多く困難を感じているが、日中の居場所になるよう、安心できる場所づくりを目指しているというご意見をいただきました。

続きまして、ページをめくっていただいて23ページ、こちらはサービスの部分ではないんですが、計画の中で青年・成人期の余暇活動について、当協議会で協議をしていただいてきております。そういった中でご意見として、地域の実情の中でボランティア的にやっていることや、自費で余暇を楽しんでいる事例等を調査し、障害福祉サービス制度として必要なものを絞り込んでいく必要があるといったご意見をいただきました。

障害児福祉計画の部分になります。26ページをごらんください。児童系のサービスにつきましても、同様の表で点検・評価を行っていただきました。

意見としては、28ページ、放課後等デイサービスの制度の見直しがあり、給付費の減少により事業所の運営が困難になった場合、利用者への影響が出る。放課後等デイサービスについて、この制度が子供の実態に合っているのか議論をし、国などに伝えていく必要があるといったご意見をいただきました。

P D C A表の説明については以上になります。

【会長】 どうもありがとうございました。ただいまの事務局からのご報告につきまして、ご発言、ご意見等おありの委員がいらっしゃいましたら、お知

らせください。

今年度の協議会の中で点検・評価をしてきたことについて、数字自体はこの協議会の定例会としては初めて見るものではないんですけれども、その中の協議内容を協議会意見として障害福祉課のほうでまとめてくれたということだろうと思いますけれども、これに関しましていかがでしょうか。よろしいですか。では、報告事項の5番にその他とございます。こちらで特に用意している報告事項はないんですけれども、もし委員の皆様から報告事項等ありましたらご発言ください。いかがでしょうか。ないようでしたら、第一部、定例会の報告事項はこれで終わらせていただきたいと思います。

ここで10分間の休憩に入らせていただきます。

(休 憩)

【会長】 それでは、時間になりましたので、第二部に入らせていただきます。第二部の議題は1つでして、第4期障害福祉計画の点検・評価についての質疑応答となっております。

先に進め方について簡単に確認させていただきたいんですが、冒頭にも事務局からありましたとおり、8時には終わらせたいということですので、進行にご協力いただきたいというのが1点目です。

2点目は、例えば個別のケースについてのご発言というよりは、文字どおり議題にあるとおり、第4期障害福祉計画にできるだけ絞った協議をしたいというのが2点目です。

3点目は、せっかく今回さまざまなお立場の方がおそらく参加して下さっていると思いますので、できるだけ多くの方にご質問等をいただきたいと思いますことから、お一人のご質問はできるだけ短めをお願いしたいということが3点目でございます。

それでは、第4期障害福祉計画の点検・評価についてということで、特に今回、協議会外からご参加いただいている皆様からのご質問等をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご発言ある方は挙手でお知らせいただけますか。

【市民】 私は、たすけあいぐる一ふぬくもりで相談員をしております。第4期の23ページ、先ほど事務局がご説明になった青年・成人期の余暇活動について質問したいと思っております。

現在、放課後等デイサービスは、全国で約20万の方が利用されていると聞いております。ですので、毎年数万の方が卒業されるわけです。東京都でも数千人は同じような卒業生がいると思うんです。ただ、この放課後等デイサービスはおかげさまで制度化できてとても利用されて、大体対象者の6割とか7割

の人が利用されているという数字が厚労省からも出ております。ということは、放課後等デイサービスはとても大事、お母さん方も安心して生活ができたり、または今、一億総活躍とあって、働く方もたくさん出てきている。

ところが、制度がない青年・成人期に対しては、またもとに戻らなきゃいけない。せっかくそういうふうにして豊かな生活、子供たちにとっても第三の場として生きがいとかいろいろな友達と交流できるようになったのに、またそういうふうなクローズドな、作業所が終わったら家に帰ってテレビを見たり、あるお母さんはイライラして過食になって、親と子供が険悪な状況になる。そういう問題も抱えていると思います。

先日、障害福祉課のほうで青年・成人期のアンケートをされて、市内の全事業所に対してとったことを聞いております。その結果はどうだったのか、それに基づいて今後どのようなことを考えていらっしゃるか、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。これは関連する事業所の方に振るのがよいのかなと思います。

【市民】 まず、アンケートをとった……。

【会長】 まず、アンケートをとられた事務局より、お願いします。

【地域支援係長】 今回、協議会の中でご意見いただきまして、各事業所が行っております余暇活動ですとかボランティア活動、そういったものを現在、調査させていただいております。まだ全事業所の集計が終わっておりません。全事業所の集計を行いまして、また庁内で同様の事業をやっているところはないかというのをもう一度再点検いたしまして、そろい次第、協議会のほうでその結果を報告させていただきたいと考えております。その中でまた協議会の方からご意見をいただければと思っております。

以上です。

【会長】 どうもありがとうございます。今集計中ということなのですが、関連してご発言あればお願いいたします。

【市民】 こどもかるがも青年部と、NPO法人ゆうのアフタークラブに通わせている保護者です。

私も青年・成人期の余暇活動についての質問なんですけれども、先ほどの方がおっしゃっていたように、今後の具体的な計画についてどういうふうにお考えなのか、それから「青年・成人期の余暇活動について調査・研究していきますと書いてあります」けれども、これは一体いつまで調査・研究するのかということをお聞きしたいと思います。

【会長】 委員の皆様の中で、今のことに関連してご発言おありの委員いらっしゃいますか。

有馬委員、お願いいたします。

【委員】 協議会の中でもお話しさせていただいてはいますが、東京都は日中一時を使ってみたい話もあることはあるので、うちの事業所は日中一時、自費、移動支援といろいろ組み合わせをしながら、放課後デイを卒業した方を対象にサービスの場の提供はしています。ただ、それがほんとうに正しい使い方とは思っていないので、きちんとした制度のもとで青年・成人期の余暇活動というのがやっていけたらいいというのはすごく思います。

重度の子から軽度の子までいて、それぞれに対応するサービスが違い、提供することが違うので、一概にはこれがいいですということとは言えないと思います。都の包括事業でやってみたりとか、日中一時で手厚く見るということが必要な方もいるだろうし、とにかく何かしらのきちんとしたサービスで堂々と、これでサービスを使っていますよということが言えるような支援をしていきたいと事業所としては思っています。

【会長】 ありがとうございます。関連してご発言のある委員いらっしゃいますか。

武藤委員、お願いします。

【委員】 私、進路を担当しております、喫緊で働いている保護者の方が放デイがなくなったら生活はどうなるのかとか、そういったお話を伺っているので、他市についてもこの課題については共通の課題でして、そういったところを踏まえて、私としても他市のうまくいっている事例とか進んでいる事例等を共有させていただいて、東久留米でもぜひ進めていけたらと思っております。

先日、相談支援部会の中でもお話しさせていただきましたが、例えば人員の確保が難しいという課題等もございまして、その中で保護者等の力も活用しながら、うまく運営に向けてできたらなということは意見させていただきました。

以上です。

【会長】 磯部委員、お願いします。

【委員】 うちも放デイをやっているんですけども、今、先生もおっしゃったように、親の就労のためとなると福祉の視点、福祉は当事者、本人の支援ということで、親御さんの働くことをどう保障するかとなると、協議会の中でも市のほうからもその制度というのは福祉の中にはない、どちらかというとな労働系の課題であるという報告がありました。だから、親の就労保障ということで成人期の放デイをやるのかということになると、なかなかハードルが高いのかなというやりとりをさせていただきました。

ただ、制度をつくるのは都や国を動かしていかなきゃいけない、市単独ではなかなか難しいだろうなというところで、協議会が意見を上げることはできるんですが、協議会の中では、インフォーマルな部分でどういうふうに障害のある人たちが暮しているのかということは、アンケートで調べてほしいという要望を出しました。多様な暮らし、成人期って、さっき有馬委員がおっしゃったように、いろいろな過ごし方があるのかなと思っていますので、そういうサークル的なところに参加するなども含めて、インフォーマルな部分を協議会の中では検討して、皆さんにこういう暮らし方もあるんだよねという提示ができるといいのかなと思っています。

ただ、制度は制度として、それはそれで、皆さん困っていらっしゃることは行政に訴えていくというのは大事なことだと思うんですけども、そういう視点も協議会の中では話したかなと思っています。

【会長】 どうもありがとうございました。関連してご発言おありの委員いらっしゃいますか。

飯島委員、お願いします。

【委員】 今言っていた放課後デイの部分はある意味大切かなと思うのと、あとここにもさいわい福祉センターのことがいろいろ書いてあって、利用したくても受け入れられないという話が出ていたりとかしていて、結論から言うと、支援する側がなかなか確保できないというのが、私たちが指定管理を受けているところでも同じような状態で、あとは働く意識が、例えば夕方から夜にかけて仕事をするという意識が働かない限りは、そういった部分が実現できそうもないなど。

よく入所施設で、夜勤勤務をするのが嫌だという若い人がだんだん増えてきている状態で、今働く側としては問題となっているところです。なので、ある意味親亡き後というところの入所施設についても、そのぐらい危機的な状況があるというところもちょっとかかわってくる部分なんですけれども、それを支えていくというところで働く側の意識、その意識を変えるには何が必要かというところがないと、違った意味でのサービスが実現できないんじゃないかというのも一つ考えているところです。なくても採用という方も当然いるかと思うんですけども、なかなかそれが広がっていかないというのが、ちょっと前だったらよかったんですけども、今からどうなのかなというのを少し課題として自分の中で思っているところです。

【会長】 どうもありがとうございました。関連してご意見、ご発言おありの方いらっしゃいますでしょうか。もういただいた方、おおむねよろしいですか。もちろん青年・成人期の余暇活動に関連してでも構わないんですが、それ

以外にもご質問、ご意見等おありのご参会の皆様いらっしやいましたらお知らせください。いかがでしょうか。あるいはややイレギュラーなんですけど、もちろん協議会の委員の皆様でも何か改めて確認をしたいとか、改めてご意見等おありの委員いらっしやいましたら、あわせてお知らせください。

大櫛委員、お願いいたします。

【委員】 ちょっと関連もするかなとは思いますが、先ほどからちょっと思っていたんですけども、担い手不足という点で、今年度市とこの協議会の関係者の方の取り組みとして、就職フェアのようなもので福祉の人材の確保という取り組みをやってみたところでした。委員の有馬さんも中心にご協力されていたかと思うんですけども、今年度は初年度というところもあったのか、あまり具体的な成果に結びつかなかったと思うんですけども、この時期において来年度しごとフェアの取り組みというのはどのようなご予定になっているのか、もしわかっていらっしやったら教えていただければと思います。

【会長】 ありがとうございます。まず、準備委員長の有馬委員から何かご発言ありましたらお願いします。済みません、これ白黒なんですけども、こういうしごとフェアというのが9月に開催されたところです。

【委員】 障害福祉課のご協力があって、第1回が開催されました。このどんぐりさんとかも参加していただいて、ほんとうに来る方も少なく、実際、採用できたのは1事業所だけだったのかなというのが現実でした。

ただ、初めてのことで、やった日付とか、時間とか、試行錯誤の中でハローワークの方とかにも聞きながらいろいろやったというのが事実なので、できれば毎年恒例でやっていけたら、少しは広がっていくのかなと思ってはいます。けどやるには、今回実行委員という形でしたけれども、障害福祉課とか皆さんのご協力がないとなかなかできないので、皆さんでできたらいいかなというのは希望としてはあります。

【会長】 ありがとうございます。実行委員会の実行委員長としてご発言いただきましたが、共催の障害福祉課から何かありますか。

【地域支援係長】 しごとフェア開催後、実行委員のメンバーと反省会を開きまして、来年度以降こういった形でやればもう少し人が集まるんじゃないとか、いろいろな意見をいただきましたので、それらをもとに今回と同じような形になるのかはまだ未定ですが、開催していければなと考えております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。今後も継続していきたいということなんでしょうと思いますけれども、関連しておそらく人材養成、あるいは人材の、特に優秀な人材の確保という問題につながるんでしょうと思いますけれども、関

連してご発言のある委員の皆様、あるいはご参会の皆様いらっしゃいましたらお知らせください。

では、しごとフェアなり人材、担い手不足の問題以外でも、ご意見、ご質問、ご発言等おありの方いらっしゃいましたら、挙手でお知らせください。いかがでしょうか。

高原委員、お願いします。

【委員】 前回の相談支援部会のときにも出ていたことで、この報告にもちょっと挙がっているんですけども、家族の方と同居している場合にヘルパーさんを利用できるかどうかということですか、精神障害の人の家事援助をやられている市とそうじゃない市があることですか、就労した人が就労継続支援B型を併用できるかどうかとか、市によって違いがあったりというケースがあるんですけども、そういうときに東久留米では実情に応じて判断をされて、サービスを提供されているという状況があるということが前回の相談支援部会でも出ておりました。

そのようなことで、総合支援法がありますけれども、その中でも市によって、これはやっているとか、これはできないという違いがありまして、そういう点では実情に応じてサービスを提供してもらえよう形で、今後とも進んでいただければありがたいなというふうに事業者としても思っております。ちょっとそのことを感じましたので、よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。関連してご発言おありの方いらっしゃいましたらお知らせください。いかがでしょうか。

【障害福祉課長】 先ほどのしごとフェアの関係で、今年度実行委員会の主催で「しごとフェア」が開催されました。それに当たりまして、まず最初にお仕事の話ということではなく、障害福祉についてのお話を自立支援協議会の副会長でございます磯部委員にさせていただきました。そこでお話いただくことも、また障害福祉のいろいろな実情を地域の方に知っていただく機会になるのかなと思っています。私どもは協力の立場ではございますが、磯部委員にお礼を申し上げたかったのと、そのときの状況、もし来年以降そういうネタがございましたらば、ぜひ膨らませてお話しいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

【会長】 磯部委員、ご指名ですので、一言でなくて構いませんので、お願いいたします。

【委員】 今反省していたんですね。1人しか集まらなかったのは、私のせいなのかなって思っていました。

でも、話す時間が5分しかなかったもので、何を話していいのかということで

ありましたが、事業所の人たちがほんとうに真剣になって人を集めているということがあって、うちも含めてなんですけれども、そういう意味では市にも一緒にやっていただいて、障害福祉だけのしごとフェアということで人材育成できたのでよかったなと思うし、今後も続けてほしいし、集団でやることによって人が来ることもあるので、次回もやっていただけるんだったら、拙い話ですけども、していきたいなと思っていますので頑張ります。ありがとうございました。

【会長】 ありがとうございます。また引き続き障害福祉の話をしていただけるということで、ある意味力強いお約束をいただきましたので、来年度以降も引き続きお願いしたいと思いますが、そのほかご発言おありの方いらっしゃいましたらお知らせください。

磯部委員、お願いします。

【委員】 最初のほうでまちづくり部会の報告をさせてもらって、災害についてそれぞれの地域でどういうことをしているのかというのを見学に行ったりとかして、動いた取り組みをしていきたいなと思っているんですけども、その点について各委員さんや今日来ていただいている方たちも含めて、こんなことをやったらいいんじゃないかなというのをもし意見として挙げていただけると、委員会でもちょっと参考にさせてもらえるので、ぜひアイデアを出していただけるとありがたいなと思っていますので、お願いします。

【会長】 ありがとうございます。災害に関連した、言ってみれば災害に強いまちづくりということに、まとめればそういうことになるだろうと思えますけれども、それに関しましてご発言等、平山委員、磯部委員からのご指名です。何かご発言ください。

【委員】 特に意見ではないけれども、この資料を見ると、毎年手話通訳の人数がどんどん増えていった。ほんとうにうなぎ登り。今は1年で400を見込んでいます。それは聞こえない人が手話通訳が要るということで、社会に参加する人数が増えたという意味でほんとうにいい結果だと思いますが、あとはこれからもっともっと増えることを見込んで、通訳者の数の確保などが課題になってくるんじゃないかと思えますけれども、今聞こえない人にとってはとてもいい状態という面はあります。特に意見ではありませんけれども、感想です。

【会長】 防災について何かご発言あればお願いします。

【委員】 今、ろうあ協会では災害にとっても力を入れて、いろいろ活動を始めています。災害が起きて避難するところで一番困るのは何かというと、やっぱり情報が入ってこないということです。聞こえない人たちは表面をみただけでは健康な人と同じなので、聞こえないという障害をなかなか見てもらえない

という現実の問題があります。それで私たちはバンダナを三角に折ってここで結んで、後ろに「耳が聞こえません、サポートをお願いします」というバンダナをほぼ80%つくり上げています。

ほんとうは行政のお手伝いも欲しかったと思うんですけども、行政はいろいろ、早く解決は難しい。解決は時間がかかるような感じもしましたので、ろうあ協として自分たちの財産でつくることに決まって、4月ごろからつくり始めて、地震が来なければ使わないんですけども、いつ地震が来ても大丈夫なように、まずバンダナをつくりましたので、皆さんご承知ください。

【会長】 ありがとうございます。そういうある種の啓発という、特に直接、障害福祉にかかわらない方にもそういうことを知っていただくことも一つの役割になってくるのかなと思いますけれども、後藤委員、お願いいたします。

【委員】 今、平山さんがおっしゃっていたこと、市民の皆さんにもっと広めることを市のほうでやっていただけたらいいんじゃないかと思うんです。ただ、皆さんがバンダナをつけるだけ、何だろうとなるので、もっとこういうことを知らしめる方法を皆さんで考えていただきたいと思います。

【委員】 ちょっと追加します。バンダナを折って、こちらには聞こえないということ、逆にこうすると、健康な人たちの、私は「サポートができます」という、両方使えるようになっています。さっきお話しいただきましたように、市民の人に浸透しないと意味がないので、どういう方法でPRしていくか今考え中です。

【会長】 今ここでFMラジオを使えばいいというご意見が聞こえてしまったので勝手に通訳していますが、関連していかがですか。ご発言、ご意見何でも、あればお寄せいただきたいと思います。先ほどアイデアでもというふうに磯部委員からありましたので、何かご発言おありの参会の皆様いらっしゃいませんか。第二部の中で青年・成人期の余暇活動のこと、あとは日中一時、放デイ以降のこと、担い手不足の問題、防災の話だったり、いろいろ出てきましたけれども、それ以外でも何かご発言等おありの参会者の方いらっしゃらないでしょうか。

もしご発言等ないようでしたら、そろそろ締めようかなと思っておりますが、もし障害福祉課のほうで事務連絡等がなければ、まとまりのないようなすごく大きな課題を引き続き私たちは共有しているということで、地域自立支援協議会自体もそうですし、ご発言いただけなかった方、ほんとうに申しわけないんですけども、ご参加いただいた方にも引き続き東久留米市の障害福祉政策にご関心、あるいはご協力をお願いしたいというのを、クロージングのまとめということにさせていただきたいと思います。

予定の時間にほぼ近いですので、これにて第4回地域自立支援協議会をこれで閉じさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

―― 了 ――